

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	自殺対策事業	会計名称	一般会計				担当課	健康増進課		
		予算科目	4 款 1 項 2 目	事業番号	1991	所属長名		栗田計誠		
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)						担当責任者名	田窪幸司		
法令根拠等	自殺対策基本法13条第2項						実施期間	【開始】	令和/平成 30 年度	
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造 生涯にわたる健康づくり							【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし	
総合計画における本事業の役割	総合計画における健康福祉都市の創造に向けて、全ての市民が生涯にわたる健康づくりに取り組むことで、健康寿命の延伸を図ることができるよう事業を実施することとする。							市民及び府内全課、関係団体、関係者		
事業の目的	自殺対策基本法が平成28年に一部改正され、同法第13条第2項の規定に基づき、「伊予市自殺対策計画」を平成30年度中に策定し、全庁横断的体制のもと、関係機関や団体と連携を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない伊予市の実現」を目指す。						事業の対象	市民及び府内全課、関係団体、関係者		
事業の内容(整備内容)	「誰も自殺に追い込まれることのない伊予市の実現」を目指すために、市民に自殺対策への関心を持ってもらい、行動に移すことができるよう計画の周知に努める。また、2019年度以降は「伊予市自殺対策計画推進委員会」と「伊予市自殺対策推進協議会」を設置し、各分野での課題の協議、本計画の進捗状況の検証、評価を行い、自殺対策を総合的に推していく。						昨年度の課題	長期化するコロナ禍による自殺者の増加が懸念されることから、感染対策に留意のうえ、自殺対策の重要性や関係機関の取組等についての周知啓発に引き続き努めること。		
							昨年度の課題に対する具体的な改善策	ゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策の強化に努めた。		

事業活動の内容・成果 (D)

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)			自殺対策計画に基づき、中長期に継続していく必要性がある。						
事務事業の評価	自己判定～担当責任者～	妥当性	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	A	事業成果・工夫した点	計画の終了年次を見据え、コロナ禍でも研修実績を重ねる必要があり、実施に苦慮しつつ事業が進められた。
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	3			事業の苦労した点・課題	計画の終了年次を見据え、コロナ禍でも研修実績を重ねる必要があり、実施に苦慮しつつ事業が進められた。
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	3			事業の苦労した点・課題	計画の終了年次を見据え、コロナ禍でも研修実績を重ねる必要があり、実施に苦慮しつつ事業が進められた。
		有効性	事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	B	事業の苦労した点・課題	計画の終了年次を見据え、コロナ禍でも研修実績を重ねる必要があり、実施に苦慮しつつ事業が進められた。
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3			事業の苦労した点・課題	計画の終了年次を見据え、コロナ禍でも研修実績を重ねる必要があり、実施に苦慮しつつ事業が進められた。
	一評価の所長～	効率性	施策への貢献度	5 施策推進への貢献は最大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。	3			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。
			手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	B	所属長の課題認識	新型コロナの影響により事業の見直しもあったが、今後も自殺対策の重要性の周知を図っていく必要がある。
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3			所属長の課題認識	新型コロナの影響により事業の見直しもあったが、今後も自殺対策の重要性の周知を図っていく必要がある。
		効率性	市民（受益者）負担の適正	5 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 4 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 3 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3			所属長の課題認識	新型コロナの影響により事業の見直しもあったが、今後も自殺対策の重要性の周知を図っていく必要がある。
			目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	A	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。
		妥当性	社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	3			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	3			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。
			事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	B	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。
		有効性	成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。
			施策への貢献度	5 施策推進への貢献は最大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。	3			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。
			手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	B	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。
		効率性	コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。
			市民（受益者）負担の適正	5 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 4 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 3 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3			事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 自殺対策計画は、自殺対策基本法に基づき策定が義務付けられており、目標数値の達成に向けて事業を継続していく必要がある。